

感染症法に基づく 宿泊施設確保措置協定について

熊本県健康福祉部健康危機管理課
令和6年2月

お問合せ先

熊本県健康福祉部健康危機管理課 吉田・後藤
電話：096-333-2015／FAX：096-383-0607
Mail：kenkoukiki@pref.kumamoto.lg.jp

改正感染症法と熊本県予防計画の改定

改正感染症法の改正

◆ 改正の趣旨

国は、この度の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、感染症法を一部改正し、県と宿泊施設との間で「宿泊施設確保措置協定」を締結する仕組みを新たに整備

※ 新型コロナウイルス感染症のような、次の感染症（新興感染症）が発生・まん延した場合、県からの要請に基づき、当該感染症患者の宿泊療養施設として宿泊施設をご提供いただくための協定

◆ 平時からこの協定を締結することで、宿泊療養施設の準備を円滑に進められ、感染症患者の療養体制を速やかに構築

熊本県予防計画の改定

◆ 新型コロナ対応を踏まえ感染症法が改正されたことに伴い、県における感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保等についての基本的考え方を示す予防計画を改定

◆ 新興感染症の性状、最新の知見等を踏まえ、協定締結機関に段階的に対応を要請

改正感染症法と熊本県予防計画の改定

医療機関等との協定

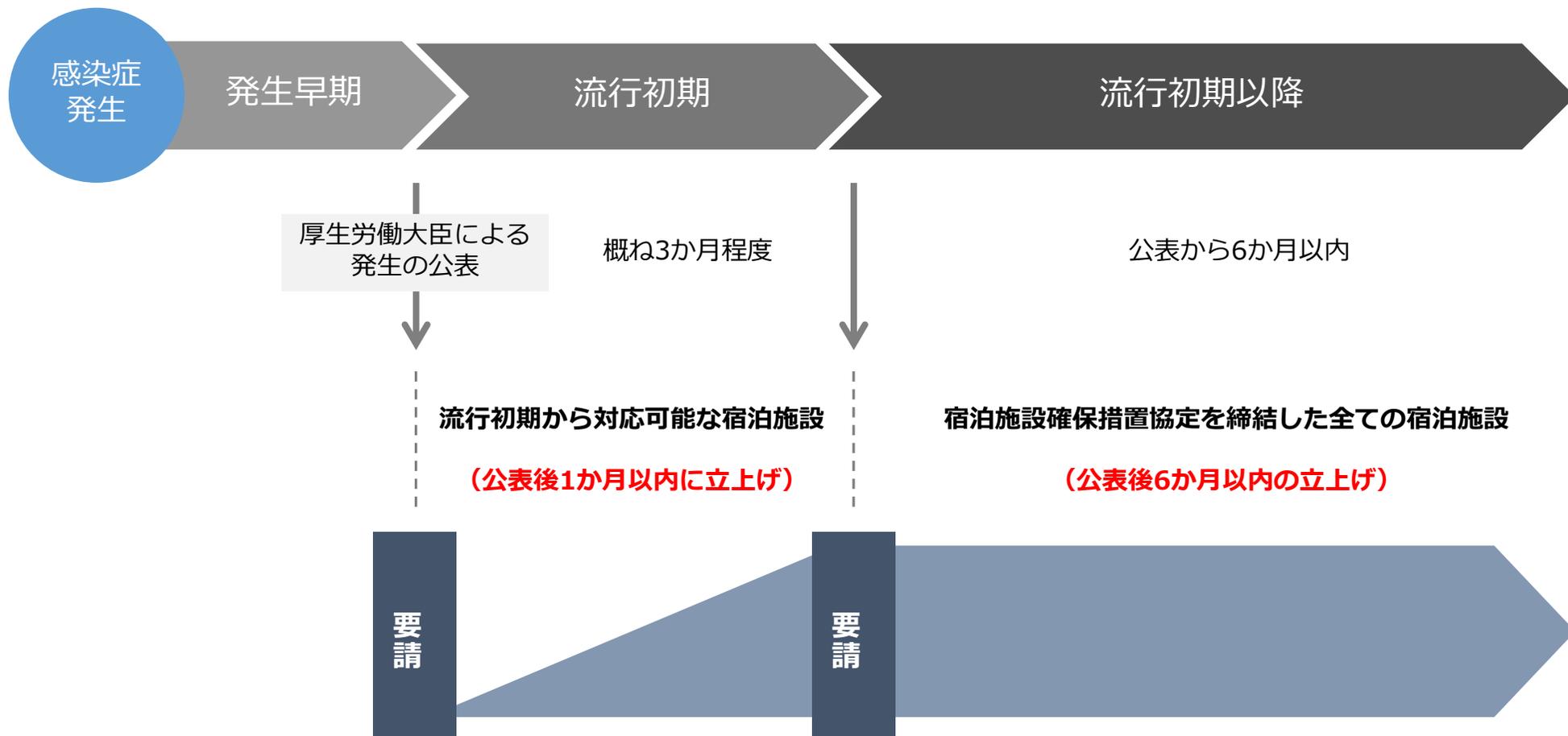
	内容	締結機関
医療措置協定	病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材の派遣等	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
検査措置協定	核酸検出検査（PCR検査等）	民間検査機関
宿泊施設確保措置協定	宿泊施設の確保	民間の宿泊施設、 平時から宿泊業を営む公的施設

その他

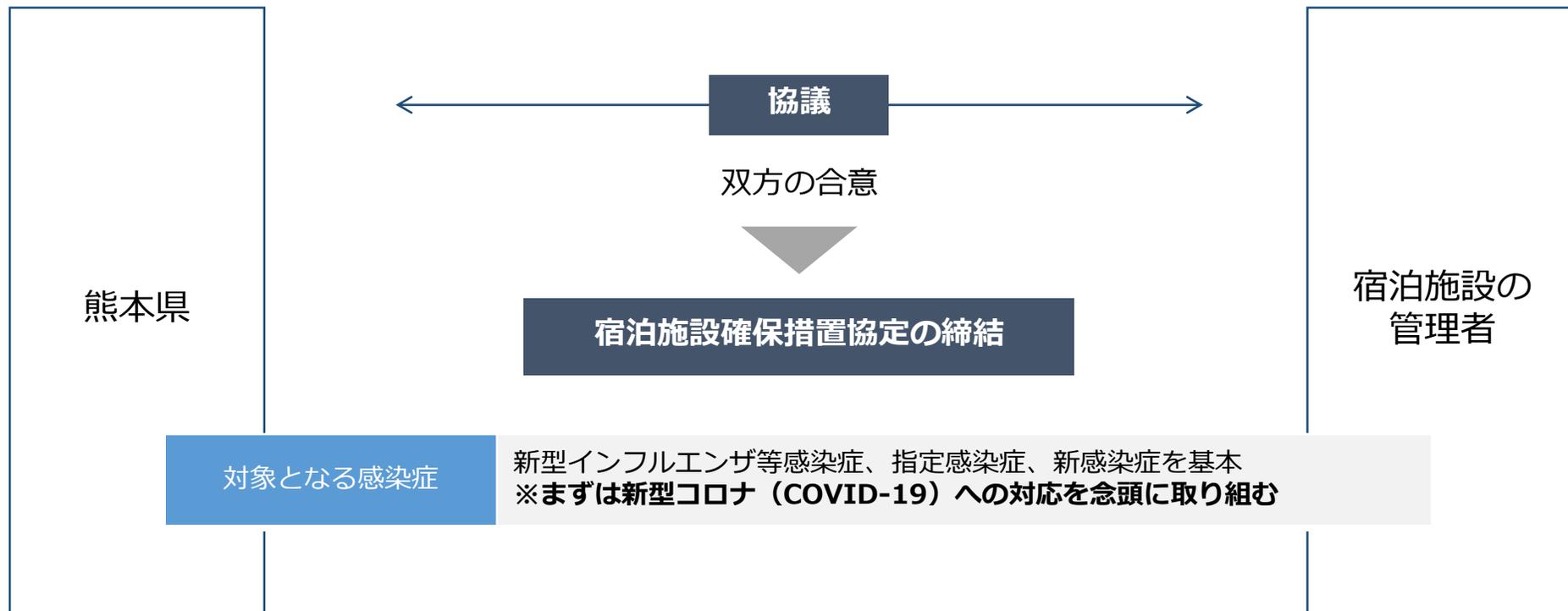
- ① 協定締結医療機関等(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、検査機関、宿泊施設) では、協定において个人防护具(PPE)の備蓄を任意的事項として規定することができる
- ② 薬局及び訪問看護事業所の締結内容は、自宅療養者等への医療の提供のみ
- ③ 自院で保有する検査機器を使って核酸検出（PCR等）検査が実施可能な場合、検査措置協定を兼ねた医療措置協定を締結
 - ※新型コロナ対応における核酸検出検査と同様の検査方法を想定（核酸検出検査の実施に必要な検査試薬等が流通し医療機関が利用できる状況にあることが前提）
 - ※医療機関で検体の採取のみを行い、分析は外部に委託する場合、別途、県と民間検査機関等との間で検査措置協定を締結するため、検査の実施能力に含めない。

改正感染症法と熊本県予防計画の改定

感染症発生時の対応の流れ



1 宿泊施設確保措置協定



補足

- 国は、協定締結した施設名を原則公表することを求めています。本県では、協定締結した施設名は公表しないことも可能です。
- 宿泊施設の提供を受けた場合の費用負担や役割分担については、当該感染症の性状や感染状況を踏まえて決定するものとなります。具体的な内容については、別途ご相談させていただきます。
- なお、宿泊療養の実施に当たっては、賃貸借契約を別途締結することを想定しています。従いまして、本協定を締結しても借り上げない可能性があることをご承知おきください。

2 宿泊施設確保措置協定の内容

1 協定の目的と実施の要請

- 宿泊施設確保の目的（第1条）
- 宿泊施設確保の要請（第2条）

2 発生・まん延時の対応

- 宿泊施設確保措置の内容（第4条）

3 平時の対応

- 協定の実施状況等の報告（第10条）

4 その他

- 県の役割（第3条）
- 宿泊施設確保措置以外の宿泊施設の管理者の事務（第5条）※任意事項
- 措置等に要する費用の負担（第6条）
- 知見についての情報提供等（第7条）
- 協定の有効期間及び変更（第8条）
- 協定の措置を講じていないと認められる場合の知事の措置（第9条）

2 宿泊施設確保措置協定締結に向けた意向調査

調査の目的	<ul style="list-style-type: none">● 令和6年度からの予防計画・医療計画の策定及び改正感染症法第36条の6第1項に基づく「宿泊施設確保措置協定」の宿泊事業者との円滑な協議・締結作業に資するよう、新型コロナの対応を念頭に、宿泊事業者に対して事前調査を行い、その結果に基づき宿泊事業者との協定締結の検討を行う。
調査の対象	<ol style="list-style-type: none">① 国から「宿泊施設確保措置協定」締結等のガイドラインにより協定締結に応じていただける事業者（3社）② 宿泊療養施設に係る契約締結した施設：10施設（①の1社を除く）③ 宿泊療養施設に係る協定締結した施設：11施設（①の1社、②の4社を除く）
調査の内容	<ul style="list-style-type: none">● 改正感染症法に基づく協定締結の意向 <p>「可」の場合は、①確保可能な居室数及び施設の名称・所在地、②県からの要請から確保措置がなされるまでの期間、等についても確認</p>
調査の手法	調査票の送付による（郵送）
調査の期間	令和6年2月上旬から令和6年2月22日（木） 調査終了後、協定締結の意向がある事業者との個別協議を実施

2 宿泊施設確保措置協定締結に向けた意向調査

- ◆ 新型コロナウイルス感染症のような、次の感染症（新興感染症）が発生・まん延した際に、当該感染症患者の宿泊療養施設としてご協力いただくことについての、本県との協定締結について、以下に回答ください。
- ◆ 御協力いただける施設が複数ある場合は、施設ごとに本調査票を作成してください。

※赤字は記載例

① 本県との協定締結についての意向について

意向の有無	有
-------	---

※左欄に、「有」か「無」を記載してください。
(Excelで入力する場合は、プルダウン選択)

② (①で「有」と記載した場合のみ) 見込みについて

施設名称	〇〇ホテル
総居室数 (A)	数値を記載 してください
(A)のうち、「流行初期」のうち、 <u>公表後1か月以内</u> における確保可能見込居室数	
(A)のうち、「流行初期以降」のうち、 <u>公表後6か月以内</u> における確保可能見込居室数	

〇〇ホテル

※感染防止のため、各居室は**トイレとバス（シャワーのみも可）付き**を想定しています。
該当する居室のうち、確保可能な見込数を記載してください。（和室・洋室どちらも可）

※感染防止のため、各居室は**トイレとバス（シャワーのみも可）付き**を想定しています。
該当する居室のうち、確保可能な見込数を記載してください。（和室・洋室どちらも可）

2 宿泊施設確保措置協定締結に向けた意向調査

③（①で「有」と記載した場合のみ）物件概要について

施設名称	御協力いただける宿泊施設の概要 を記載してください。	〇〇ホテル〇〇〇〇
所在地		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇
敷地面積		〇㎡
建物の構造・規模		鉄骨造 地上〇〇階
建築面積		〇㎡
延面積		〇㎡

④（①で「有」と記載した場合のみ）協定書の署名欄について

協定は知事と宿泊施設の管理者との間で締結します。

「宿泊施設の管理者」とは、当該施設の提供の可否について、判断権を有する責任者を指します。

なお、当該施設を運営する企業の本社が当該施設の提供可否の判断権を有する場合は、当該企業との社長等との間で協定を締結しても差し支えありません。

社名	御協力いただける宿泊施設の概要 を記載してください。	〇〇ホテル〇〇〇〇
住所		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇
代表者名		代表取締役 〇〇 〇〇

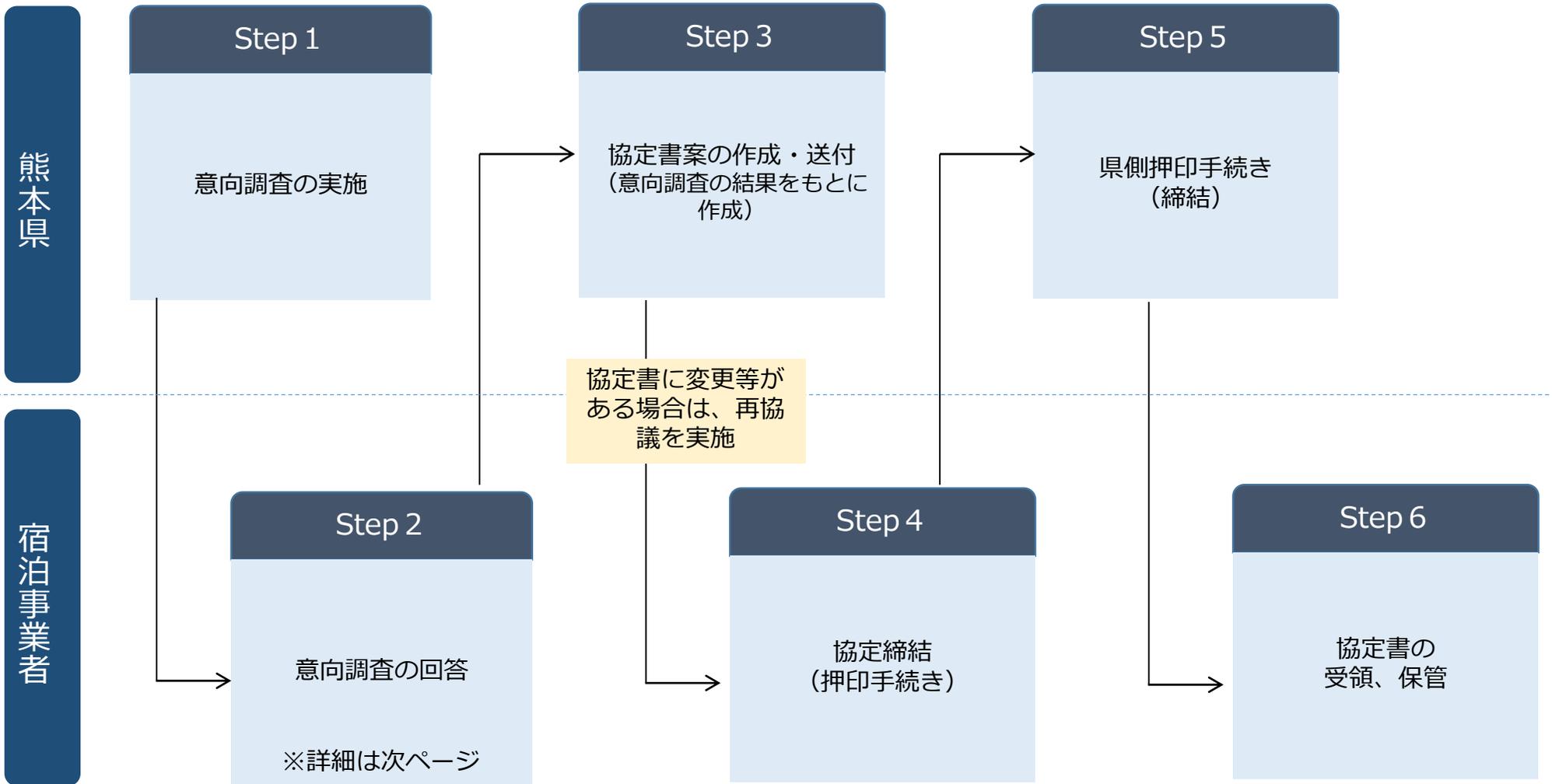
⑤（①で「有」と記載した場合のみ）協定を締結した施設名の公表について

公表の可否	可	※左欄に、「可」か「否」を記載してください。 (Excelで入力する場合は、プルダウン選択)
-------	---	---

補足

- 国は、協定締結した施設名を原則公表することを求めています。本県では、協定締結した施設名は公表しないことも可能です。
- 宿泊施設の提供を受けた場合の費用負担や役割分担については、当該感染症の性状や感染状況を踏まえて決定するものとなります。具体的な内容については、別途ご相談させていただきます。
- なお、宿泊療養の実施に当たっては、賃貸借契約を別途締結することを想定しています。従いまして、本協定を締結しても借り上げない可能性があることをご承知おきください。

3 協定締結までの流れ・スケジュール



3 協定締結までの流れ・スケジュール

- 意向調査票は以下のURL（熊本県公式ホームページ）からダウンロードをお願いします。

URL <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/196163.html>

- 意向調査票の掲載ページ（熊本県公式ホームページ）には、「キーワード」又は「ページ番号で探す」に入力し、アクセスしてください。

キーワードでさがす ページ番号でさがす

すべて Google 宿泊施設確保措置協定 196163

すべて ページ PDF

よくあるワード

世界農業遺産 こどもまんなか熊本 24時間子どもSOSダイヤル

発熱などの症状がある方 新型コロナウイルスの陽性となった方 ワクチン

分類でさがす 組織でさがす イベントカレンダー

意向調査票
(様式)の
ダウンロード

- 意向調査票を熊本県健康危機管理課へ、電子メール又はFAXにて御提出ください。

提出

期限 **令和6年2月22日（木）**

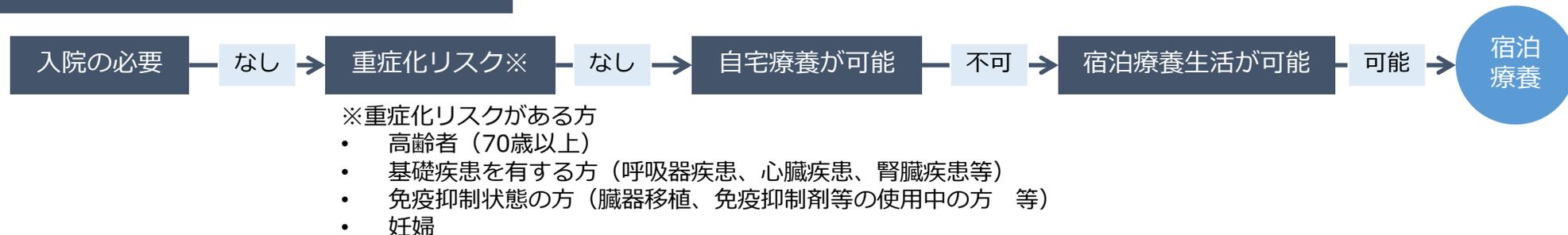
方法 電子メールで提出 **【アドレス】 kenkoukiki@pref.kumamoto.lg.jp**
電子メールでの提出が難しい場合は、FAXでの提出も可能 **【FAX番号】 096-383-0607**

参考 宿泊療養の対象者、宿泊療養に望ましい施設

- これまでの新型コロナ宿泊療養の対応をもとに記載しており、今後の感染症の性状等によっては変更になる可能性があります。

宿泊療養施設へ受入対象者の判定

※感染状況によっては柔軟な対応を行う可能性がある



宿泊療養に望ましい施設

部屋	感染防止のため、各居室はトイレとバス（シャワーのみも可）付きを想定
駐車場	自走式の駐車場を、敷地内に確保できることが望ましい
ゾーニング	宿泊療養者とスタッフの動線を分けることが可能 エレベーターは2基以上が必要
ホテルスタッフの常駐	ホテル設備の維持管理のため、ホテル側スタッフの常駐が必要
立地	療養後の帰宅に利用するため、公共交通機関（電車・バス・タクシー等）の利便性が良ければ望ましい
ツインルーム	親子、家族での利用も考えられるため、ツインルーム、3ベッドルームがあることが望ましい
事務局用のスペース	リネン等の消耗品・備品を保管するスペース（宴会場、ホール等）、防護服の着脱スペース、執務・会議スペース等の部屋が確保可能であれば望ましい